『甲府都市計画事業　昭和町常永土地区画整理事業に係る環境影響評価完了報告書』に対する意見の提出について

環境影響評価制度とは

環境影響評価制度とは大規模な事業の実施が周囲の環境にどのような影響を及ぼすのかについて、事業者自らが調査（現地調査や文献調査による環境の状況把握）、予測（調査結果と事業内容から環境に与える影響を予測）、評価（環境に与える影響を小さくするための保全措置の検討）を行ない、その結果を公表して、県民や市町村長等から環境保全の見知からの意見を聴き、これらの意見を事業の実施に反映させるための一連の手続きが環境影響評価（環境アセスメント）制度です。

山梨県の環境影響評価制度の目的

山梨県環境影響評価条例は、県民誰もが、住み良い環境の中で、健やかに、幸せを実感できる「環境首都・山梨」実現のため、大規模な開発事業の実施による環境への影響をできる限り小さくするための手続を定めたものです。

このため、手続の各段階での住民意見の提出、方法書段階からの公聴会の実施、工事の実施中や供用後の調査及び結果の公表、本県独自の対象事業の設定や規模の引き下げなど、きめこまかな手続です。

特に、県民の皆様には、環境を保全するためのご意見や、それぞれお住まいの地域における貴重な動植物についての情報提供など、重要な役割を担って頂くこととしております。

「開発と環境との調和を図り、本県の豊かな自然環境を次世代に伝える」という条例の大きな目的は、県民・事業者・行政がそれぞれの立場で、条例に定めるそれぞれの「役割」をしっかりと担って頂くことにより達成されるものです。

環境影響評価完了報告書とは

事業者は、工事中の環境保全のための措置の実施状況等について取りまとめた対象事業実施完了報告書（以下「完了報告書」）を作成します。事業者は、この完了報告書を県民に縦覧し、環境の保全の見地から意見のある人の意見を求めます。

完了報告書に対する意見について

住民の皆様は、完了報告書の内容について「環境の保全の見地からの意見」を事業者に提出することができます。みなさまから寄せられる意見は、対象事業が環境に与える影響をより小さく出来ているか確認をするため大変重要です。なお、環境アセスメントは、事業の実施に伴い環境の保全について適正な配慮を作り上げていくための手続です。このため、事業の可否等についての意見をお伺いするものではありません。

■意見の視点について

〇事後調査の結果評価について

・予測値と実際の調査結果に大きな乖離がないか

〇保全措置の有効性について

・工事中および完了後において、騒音・水質・生態系などの環境保全対策が適切に機能したか。

〇不確実性への対応

・予期せぬ環境変化や不確実な要素にたいして、追加の対策や専門家の助言が反映されているか。

〇今後の計画・引継ぎ

・施設運営や管理へ移行する際の環境監視体制や、事業者変更時の引継ぎ事項が明記されているか。

■意見の提出について

〇意見書の記載事項（必須）

①氏名及び住所

（法人その他の団体にあたってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

②環境保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載するものとします。）

〇完了報告書に対する意見は下記の方法により行えます。

①書面の持参

②書面の郵送

③電子メールによる送付

〇提出先は下記のとおりです。

〒409-3880　中巨摩郡昭和町押越 542-2

昭和町役場区画整理課

ＴＥＬ　　055-275-8413

電子メール　toshiseibi@town.yamanashi-showa.lg.jp

〇提出期限

令和８年１２月２１日(月)～令和９年１月４日（月）